

令和8年度香港における徳島県誘客促進業務 仕様書

1 業務名

令和8年度香港における徳島県誘客促進業務

2 目的

本業務は、世界トップクラスの訪日リピーター率を誇る香港市場をターゲットとし、関西国際空港等の周辺空港からの広域周遊を促進するものである。その過程において、徳島県を単なる周遊経路上の「通過点」から、宿泊を伴う「目的地型観光地」へと転換させ、地域経済への波及効果を高めることを目的とする。

特に、主要都市の観光を終え「未だ見ぬ日本 (Hidden Gem)」や「その土地固有の文化的体験」を渴望する「中堅リピーター層 (訪日4～5回以上)」や「ヘビーリピーター層 (訪日10回以上)」を重点ターゲットに設定し、県内観光施設および宿泊施設への確実な送客と滞在時間の延長、ひいては観光消費額の最大化を強力に推進する。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日(水)まで

4 重点ターゲットの詳細

- (1) 香港市場の約9割を占める個人旅行 (FIT) 層、とりわけ地方部でのレンタカー走行に抵抗がなく、自ら未知のルートを開拓する「アクティブ FIT 層 (30代～50代)」
- (2) 高い消費単価が見込める「団体・シニア層 (50代以上)」

5 業務委託内容

(1) エージェント業務

ア 観光情報の提供及びセールス活動

- a 旅行会社、航空会社等に対して、本県の助成金制度、観光情報や観光素材等の提供を行う。(セールス等で使用する観光資料については、徳島県が提供し、受託者において保管、管理すること。)
- b メディア等に対して徳島県への送客を促す記事掲載や取材の要請、誘導を行う。
- c 企業等に対して徳島県への報奨旅行、研修旅行の要請や誘導を行う。
- d 旅行会社等へのセールスは、月5社以上実施すること。ただし、OTAあるいはメディア(受託者およびそのグループ会社が運営するメディアを除く)へのセールスはそれぞれ月最低1社以上実施すること。

イ 情報収集活動

以下の項目等について現地聞き取りやインターネット等による情報収集を行う。

- a 旅行会社の訪日旅行商品造成状況（徳島空港、高松空港及び関西国際空港利用に限る）、送客状況
- b 旅行会社の徳島県への訪日旅行商品の造成状況、送客状況
- c 現地での海外旅行に係るトレンド、トピック
- d 旅行会社、航空会社等からの徳島県に対する要望
- e メディア等の徳島県に関する記事や広告等の掲載状況
- f 旅行会社と航空会社との連携情報
- g 現地航空会社の国際線（日本線）の就航状況

ウ コーディネート活動

- a 徳島県が香港及びその周辺地域（マカオ、深セン）において実施する海外セールス活動に対する支援（訪問先との日程調整、通訳や車両手配等のコーディネートなど）
- b 徳島県が実施する旅行会社、メディア等の招聘活動に対する支援（招聘先の選定、招聘活動への同行等）
- c 香港等において使用する資料等の翻訳
- d 商談のマッチング等、県内事業者と現地事業者をつなぐ積極的な取組

エ サポート体制

- a セールス活動、現地イベント等におけるサポート体制を整えること。
- b 本業務の主担当者を定めること。主担当者は、年間を通して同じであることが望ましい。原則として、本委託は主担当者が担当するものとし、担当できない場合には、同等の能力を持つ者を従事させるものとする。
- c 本県への誘客促進のために必要な事業を、適宜、報告書やメール等により提案すること。

オ 物品保管業務

- a 本県の依頼する書類、物品等を現地事務所で保管すること。
なお、保管依頼物は徳島県と協議の上、都度依頼されるものとし、保管依頼物の総容量は、3立方メートル以下とする。
- b 必要に応じ、保管依頼物の運搬作業を行うこと。

(2) 旅行博出展業務

ア 出展旅行博

香港ブックフェア 2026 香港スポーツ&レジャーエキスポ

イ 徳島県ブース出展

- a 2小間以上の出展を行うこと。出展に際しては他の日本関係ブースの出展状況も

考慮し、ブースサイズ等の詳細とともに出展予定位置について事前に徳島県と協議の上、出展申込みを行うこと。

b 出展ブースの施工、装飾、運営管理、各種手配から撤去までの一連の工程を行うこと。ブースの施工に際しては、徳島県の美しい自然、歴史、文化、グルメ等の写真を用いるなど、誘客対象の興味を引くデザインにするとともに、周辺空港等からの徳島県への行き方や所要時間等がわかるデザインにすること。その他、ブース前での観光映像の放映等、来場者が徳島県ブースの魅力を満喫できる企画を提案すること。

c 出展ブースのデザイン、レイアウト等の詳細について、徳島県と協議の上決定することとする。なお、出展ブースにおける装飾、造作物について主催者が設ける制限を守り、主催者と業務調整しながら本作業を進めること。

d PRに必要なパンフレットやノベルティを企画準備し、配備すること。

○ パンフレット

- ・徳島県が提供するデザインを基に、入場料等を時点修正した上で、繁体字で4,000部印刷すること。
- ・印刷物は、A4 カラー両面、16 ページ程度、カラー両面刷り、厚み 90kg 程度とする。
- ・開催日ごとに必要数量を準備すること。
- ・パンフレットの残りは委託者の指定する場所に送付等すること。
- ・パンフレットに係る著作権は委託者に帰属し、データ修正をした場合は印刷編集可能なデータを納品すること。

○ ノベルティ

- ・本県ブースを訪問する方に徳島県の香港向け SNS のフォロー等を条件に配布用のノベルティを2種類、計2,000個製作すること。
- ・開催日ごとに必要数量を準備すること。
- ・ノベルティの残りは委託者の指定する場所に送付等すること。

e 旅行博の会場内に設置されるステージにおける観光PRプレゼンテーションなど、ブース出展以外にも徳島県のPR活動を実施すること。

ウ ディレクター・通訳スタッフの手配

a 各旅行博でのブース準備、ブース出展運営、主催者等との調整及びブース撤去等本事業を円滑に進めること。なお、会場ブース施工日から最終日まで同一のディレクターであることが望ましい。

b 各旅行博の開催期間中、来場者からの問合せ等に対応するため、現地一般消費者の間で最も広く普及している言語に対応できる通訳者を手配すること。

エ アンケートの作成、翻訳、集計及び分析

a ブース来場者を対象としたアンケート調査、分析を行うこと。なお、サンプル

数は（1,000 件以上）を目標とする。

- b アンケート内容の内容については日本語で事前に発注者に提案し、発注者との協議の上で決定した内容を繁体字に翻訳すること。また、回収したアンケートは集計し、効果分析を行うこと。なお、集計及び分析は日本語に翻訳すること。

オ 資料の輸送

- a ブース配架用物品の徳島・香港間の輸送手配を行う。なお、輸送物の重量は 300kg 程度を基本とし、出展ブースまで確実に到着するよう発注者及び配送事業者と調整の上、輸送に関する諸手続を行うこと。
- b 香港内の徳島県現地エージェント事業者の事務所から会場までのパンフレット等の輸送手配を行うこと。輸送物の重量は 100kg 程度を基本とし、現地エージェント事業者と調整して輸送すること。

カ 関係機関への支払い

ブース出展料、ブース装飾、PR パンフレット手配、通訳スタッフの手配など的一切の費用について、関係機関等から請求書が発行された場合、受託者は期限内に支払いを行うこと。

キ 旅行会社との連携

旅行会社を招聘し造成した旅行商品を旅行博内の旅行会社ブース等にて販売するなど、予約（徳島県への訪問）に直結する取組を行うこと。

（3）OTA との連携

OTA と連携し、OTA サイト内に徳島県の観光コンテンツ等を掲載するランディングページを制作すること。なお、連携する OTA サイトに関しては、次の条件を全て満たすこと。ただし制作にあたっては、徳島県と協議の上決定することとする。

- ・（2）に記載の旅行博までに制作を完了させること。
- ・香港において影響力のある主要 OTA であること（例：Trip.com、klook、kkday）
- ・サイトは繁体字での表記であること。
- ・徳島県への認知・関心を直接、宿泊施設や体験、交通商品等の予約に繋げるベースとするため、ページ内に商品等の予約に繋がる導線を構築すること。
- ・インターネットで検索できる形（例：「徳島_観光」などの検索が可能）とすること。
- ・（4）イで招聘したインフルエンサーのモデルコース等を掲載できること。
- ・当該ランディングページの閲覧数やランディングページを通しての予約数などの実施効果を判断するデータが取得可能であること。
- ・徳島県観光サイト「Discover Tokushima」のページに遷移できるようにすること。

（4）インフルエンサー招聘

ア インフルエンサーの選定、監督等

- a 4（1）に記載の重点ターゲットに対し、観光情報の収集に利用する SNS において影響力のあるインフルエンサーを5名以上起用し、下記イ及びウの活動の調整、滞在支援、活動支援、発信状況、ネガティブチェック等についての管理監督を行うこと。なお、選定するインフルエンサーに応じて複数の SNS を使用して構わない。

※本仕様書のインフルエンサーには、登録者 10,000 人以上のマイクロインフルエンサーを含む

b インフルエンサーの選定にあたっての詳細

- ・インフルエンサーのプロフィール、選定意図、発信媒体、過去の発信内容、フォロワーの属性（性別、世代別など）、発信内容、想定リーチ数など、プロモーション効果が予想できる指標を可能な限り提案すること。
- ・選定においては、フォロワー数やリーチ数のみにとらわれず、本業務目的との親和性、特にレンタカー利用を前提とした個人旅行客の誘客促進に資するように留意することとし、インフルエンサーの発案も選定の参考とすること。なお、日本在住者や過去に徳島県への訪問経験があるなど、日本や徳島の発信実績があればより望ましい。
- ・契約予定期間内での招聘が可能である確認がとれたインフルエンサーを提案すること。契約後に提案していたインフルエンサーが招聘不可となった場合、契約内容の見直しを行う場合がある。

イ インフルエンサーを活用したモデルコースの設定

次の a から d を満たした上で、選定したインフルエンサーの意見を取り入れながら、香港人観光客が魅力的と感じるレンタカーを利用したモデルコースを設定すること。なお、モデルコースは（3）で制作したランディングページに掲載すること。

- a モデルコースは、徳島県内での滞在が2泊3日（県内宿泊2泊）となるよう設定すること。ただし、この2泊3日は「徳島県内での活動時間」を指すものとし、県外の始点・終点から本県までの移動時間は、当該2泊3日の行程にはカウントしなくてもよい。
- b モデルコースにはテーマ（例：徳島で食とお酒を堪能する大人旅）を設定すること。ただし、単なる観光施設めぐりにならないように注意すること。
- c モデルコースの始点・終点は次のいずれかとすること。
- ・徳島駅
 - ・徳島阿波おどり空港
 - ・徳島港（南海フェリー利用の場合）
 - ・関西国際空港
 - ・高松空港

d モデルコースの訪問場所・日時については、徳島県と協議のうえ決定すること。

ウ インフルエンサーによるモデルコースのプロモーション

イで設定したモデルコースの認知度及び訪問意欲の向上を図るため、インフルエンサーが実際にモデルコースを周遊し、プロモーションを実施すること。なお、プロモーションに当たっては次の点に留意すること。

a 作成した記事や動画をインフルエンサーのアカウントに投稿すること。なお、リアル動画等の投稿は可能な限り徳島県の公式 SNS との共同投稿とすること。

b 投稿のキャプション欄等を使用し、「(3)で制作したランディングページ」、「徳島県インバウンド用ランディングページ(阿波ナビ)」及び「徳島県公式 Facebook」、「徳島県公式 Instagram」への導線を確保すること。

【阿波ナビ】<https://www.awanavi.jp/>

【徳島県公式 Facebook】

<https://www.facebook.com/share/1FA27cTe16/?mibextid=wwXlfr>

【徳島県公式 Instagram】

https://www.instagram.com/tokushima_hk?igsh=MW00aWJ6emZndTZk

c 動画及び投稿の内容は、本県への訪問確度の高い旅行検討層に対し、本県の観光情報・魅力および外国人旅行者に対する安全・安心情報を紹介するようなものにする

こと。

d 本業務に係る全ての活動費用(交通費、宿泊費、入場料、謝礼金など)は受託者が負担すること。

e 訪問先での行程が円滑に行われるように、受託者は行程管理や現地との調整を担う担当者を配置するなど、適切な組織体制を構築すること。ただし、ファムツアーのように担当者がインフルエンサーに必ずしも同行する必要はない。

f 訪問先等への投稿許諾関係は受託者又はインフルエンサーが行うこと。

(5) 実施効果の分析・検証及び業務の効果・実績(KPI)の提案

上記(1)～(4)の業務に関して訪日及び訪県旅行者の分析及び検証を実施した上で、業務の効果及び実績(KPI)について把握方法を含めて明確に提案すること。

6 業務実施報告書の作成

(1) 業務実施報告書

本業務で実施した観光情報の提供及びセールス活動等の内容、旅行博でのアンケート調査の結果、インフルエンサー招聘及び発信の実績などを検証した上で、翌年度以降に徳島県が行うべきプロモーションについて業務実施報告書として次の期限までに提出すること。

特に、業務実施報告書を作成するにあたっては、5（5）で設定した業務の効果・実績（KPI）の進捗結果や結果に至った背景をまとめることとし、分析結果に基づく数値や今後設定すべきターゲットなど、考察を含む分析レポートの形式で、今後のプロモーションに活用できる内容とすること。

また、旅行博でのアンケート調査の集計及び記録写真などについて、徳島県の求めに応じて適宜データ形式で納品し、徳島県に対し納品データの使用权を認めること。ただし、インフルエンサーの投稿物の写真等については、この対象の範囲外とする。

ア 提出期限

令和9年3月31日（水）

イ 提出先

郵便番号 770-8570

徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県観光スポーツ文化部 観光政策課誘客連携担当

電話 088-621-2290

メール kankouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

ウ 規格、部数

A4版カラー冊子1部及び電子データ

7 その他

（1）事業の進め方

事業の実施にあたっては、徳島県と事前に十分協議を行いながら事業を進めるものとする。また、作業方針、内容等に疑義が生じた場合には、その都度協議した上で、その指示に従うものとする。さらに、徳島県は業務実施中に随時報告を求めることができることとする。

（2）情報管理

本委託に係る情報等が外部に漏洩することの無いように、情報管理に十分注意すること。また、本委託等に係る情報を本委託の目的以外に使用しないこと。

なお、委託完了後も同様とすること。

（3）その他

県内事業者と現地事業者をつなぐ取組を行うこと。